JFE扇島火力発電所更新計画に係る法対象条例環境影響評価審査書の 公告を行いました。

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年 川崎市条例第48号)第62条第1項の規定に基づき法対象条例環境影響評 価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者

事業者の名称: JFEスチール株式会社

代表者の名称:代表取締役社長 柿木 厚司

主たる事務所の所在地:東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

2 法対象事業の名称、種類及び規模

名 称: JFE扇島火力発電所更新計画

種 類: 既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力(コンバインドサ

イクル発電)を新設

規 模:出力19万キロワット

3 法対象事業実施区域

川崎市川崎区扇島1番地1

4 法対象条例環境影響評価審査書公告年月日 平成28年8月3日(水)

5 法対象事業者問合せ先

名 称: JFEスチール株式会社

東日本製鉄所(京浜地区) 総務部総務室

住 所:川崎市川崎区扇島1番地1

電話番号: 0 4 4 - 3 2 2 - 1 1 1 9

(川崎市環境局環境評価室 担当)

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 5 6

J F E 扇島火力発電所更新計画に係る法対象条例環境影響評価審査書 平成28年8月 川 崎 市

はじめに

JFE扇島火力発電所更新計画(以下「法対象事業」という。)は、JFEスチール株式会社(以下「法対象事業者」という。)が、川崎区扇島1番地1 JFEスチール株式会社東日本製鉄所(京浜地区)(以下「製鉄所」という。)敷地内の約69haの法対象事業を実施する区域内にあるJFE扇島火力発電所(以下「発電所」という。)において、製鉄所内で必要とする電力を供給するための発電施設の老朽対策として、発電施設1基を更新するものである。また、その更新においては、現在のボイラ焚き汽力発電方式(13.5万kW)をコンバインドサイクル発電方式(19万kW)とすることにより、一層のエネルギー利用の高効率化を図るものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。) に基づき、平成27年3月3日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及 び法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)を 提出した。その後、条例に基づく手続を経て、法対象条例方法審査書を踏ま え、法対象事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平 成28年2月4日に法対象条例環境影響評価準備書(以下「法対象条例準備 書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、 市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象 条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。) に諮問し、平成28年8月1日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称: JFEスチール株式会社

代表者:代表取締役社長 柿木 厚司

主たる事務所の所在地:東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称: JFE扇島火力発電所更新計画

種類:既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力(コンバインドサ

イクル発電)を新設

(3) 法対象事業を実施する区域

所在地:川崎市川崎区扇島1番地1 製鉄所の敷地内

実施区域:約690,000m2(工業専用地域)

(4) 計画の概要

ア目的

老朽化した発電所1号機の更新

イ 施設の概要

項	目	新1号機
原動力の種類		ガスタービン及び汽力 (コンバインドサイクル発電方式)
出力		19 万 kW
年 間 燃 使 用量	高炉ガス	27.7 億 m³ _N
	コークス 炉ガス	1.1億 m³ _N
	転炉ガス	0.0 億 m³ _N
	重 油	
	都市ガス	0.1億 m³ _N
煙。突	地上高さ	85m
	基数	1基(1筒身)
復水器冷却方式		海水冷却
取放水 方 式 (既設)	取水	深層取水 (カーテンウォール) (K.P9.000~-7.000m で取水)
	放水	水中放水 (K.P4.500~-2.500m で放水)

- 注:1. 燃料の使用量は、製鉄所から供給される燃料のバランスに応じ変動するため、代表的な燃料構成からそれぞれ年間の使用量を算出した。
 - 2. 製鉄所から発生する副生ガス量は粗鋼生産量に応じ増減するが、現状・将来で生産量は変わらないものとして、発電所で使用する副生ガス量も変動しないものとした。
 - 3. K.P.は、川崎港工事基準面(基本水準面 C.D.L)を示す。

2 審査意見

(1) 全般的事項

本計画は、老朽化した発電所 1 号機の更新事業であり、工事中における交通安全対策や供用時における火災爆発等の安全対策など、対象事業 実施区域周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、法対象 条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内 容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 緑 (緑の質、緑の量)

(ア) 緑の質

本計画における主な植栽予定樹種は対象事業実施区域内の環境特性に適合しており、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は606m³と予測している。また、緑化予定地は、現状、グランド及びアスファルト道路となっているが、アスファルト等を撤去して露出する土壌は植栽の育成には適さないと予測している。一方、緑化予定地に客土として使用する予定である発電設備計画地の土壌は、現地調査の結果からおおむね植物の育成に適した土壌であると予測している。さらに、緑化地の客土として使用する発電設備計画地の土壌については、土壌をほぐし、肥料を混合、耕転、撹拌等を行い、土壌改良して良質な植栽土壌として使用することから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、発電設備計画地周辺にはトウネズミモチ等の「生態系被害防止外来種リスト(環境省、農林水産省)」に掲載された外来種の生育が確認されていることから、代替緑地の整備及び既存緑地の管理に当たっては外来種の拡散がないよう、十分な配慮を行うこと。また、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は27%で、環境保全目標(25%)を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に定める緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、既存緑地と連続する緑地では一体的な植栽帯となるように緑化地を設置する等により、施設環境の充実を図る等の環境保全のための措置を講ずることから、緑の回復育成を図ることができるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

イ テレビ受信障害

本計画建築物等の出現により、発電施設計画地周辺地域において地上デジタル放送の受信障害が発生する可能性のある範囲は、本計画建築物等の南側の製鉄所敷地内であり、テレビ受信障害の影響範囲内には、アンテナを設置している事務所はないと予測している。これに対し、本計画に起因してテレビ受信障害が発生した場合には、速やかにその障害発生の実態調査を行い、適切な措置を講じ、障害の改善を図る等の環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ウ 地域交通(交通混雑、交通安全)

全体交通量に占める工事関係車両の影響は、最大で 8.5%と予測している。工事関係車両も含めた通勤時間帯 (7 時台、17 時台)の将来の交差点需要率は最大 0.764 であり、いずれも円滑な交通処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。また、工事関係車両も含めた将来の交通混雑度は最大 0.971 であり、いずれも円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回ると予測されることから、工事関係車両による地域交通への影響は小さいと予測している。さらに、工事工程を調整し、工事関係車両台数を極力平準化

し、ピーク時の台数を低減するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全への影響に関して、対象道路は区間全体にガードレールとマウントアップによる歩車分離がなされており、主要な交差点等には信号機などが設置されていることから、工事関係車両の通行に伴う交通安全への影響は小さいものと予測している。さらに、工事関係車両の走行に当たっては、安全運転を行うよう、運転者への指導・教育を徹底し、歩行者の安全確保に配慮する等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障がないとしている。

しかしながら、工事関係車両も含めた将来の交通混雑度が 1.0 に近い地点があることから、準備書に記載した、工事関係車両台数の平準化によるピーク時台数の低減などの環境保全のための措置を更に徹底すること。また、工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が小学校及び中学校の通学区域内を通ることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

エ 安全(火災、爆発、化学物質の漏洩等)

発電所新1号機と類似の設備であり、同様の安全対策を行っている同社東日本製鉄所(千葉地区)コンバインドサイクル発電所において、火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の災害が昭和61年の運転開始から発生していないことから、発電所新1号機の運転に伴う周辺地域に及ぼす影響について安全性が確保されていると予測している。

また、発電所においては、製鉄所内の自衛防災組織の一部として教育訓練を実施し、緊急連絡体制も確立されていることから、首都高速湾岸線等を含めて周辺地域に及ぼす影響については、安全性が確保されていると予測している。

さらに、火災、爆発事故防止のための対策として危険物等が使用さ

れる発電設備には、保安・監視装置、防消火設備、防災監視設備等を 設置すること、有害な化学物質の漏洩等事故防止対策として防液堤等 を設置すること、万一の事故発生時の対策として防災資機材の設置及 び定期的な点検や教育・訓練を実施すること等の環境保全のための措 置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点 から見て必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

しかしながら、有害な化学物質の漏洩等が発生した場合、漏洩の量や有害性の程度によっては、周辺地域への環境影響が懸念されることから、発電所で取扱う有害な化学物質についての用途、有害性、取扱量等に関する情報を示すとともに、緊急時の環境モニタリング体制について整備すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の 災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目 における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、 具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑の質」を行うとしており、この調査項目の選定はおおむね妥当であるが、法対象条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、法対象条例準備書で予測した内容と異なり、 緑の適切な回復・育成が図られていない場合は、直ちに市に連絡すると ともに、適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成27年 3月 3日 法対象事業実施届及び法対象条例方法書の 受理

3月10日 法対象条例方法書の公告、縦覧開始

4月23日 法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出 締切り

意見書の提出 なし

5月29日 市長から審議会に法対象条例方法書について 諮問

7月 6日 審議会から市長に法対象条例方法書について 答申

7月 9日 法対象条例方法審査書公告 法対象事業者宛て送付

平成28年2月4日 法対象条例準備書の受理

2月12日 法対象条例準備書の公告、縦覧開始

3月28日 法対象条例準備書の縦覧終了、意見書の提出 締切り

意見書の提出 1名、1通

4月15日 法対象条例見解書の受理

4月22日 法対象条例見解書の公告、縦覧開始

5月23日 法対象条例見解書の縦覧終了、法対象条例公 聴会において意見を述べたい旨の申出の締 切り

申出者 なし

6月27日 市長から審議会に法対象条例準備書について 諮問

8月 1日 審議会から市長に法対象条例準備書について 答申

8月 3日 法対象条例審査書公告 法対象事業者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成27年 5月29日 審議会(法対象条例方法書事業者説明及び審 議)

7月 3日 審議会(法対象条例方法書答申案審議)

平成28年 6月27日 審議会(現地視察、法対象条例準備書事業者 説明及び審議)

7月29日 審議会(法対象条例準備書答申案審議)